七　特定利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八　特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

九　次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

十　第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

（特定利用者証明検証者証明符号）

第二十八条の三　特定利用者証明検証者は、機構に対し、特定利用者証明検証者であることを示す符号（以下「特定利用者証明検証者証明符号」という。）の提供を求めることができる。

2　機構は、特定利用者証明検証者から前項の求めがあったときは、総務省令で定めるところにより、特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うものとする。

3　機構及び特定利用者証明検証者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

第四十一条及び第四十四条第一項中「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に「並びに特定利用者証明検証者証明符号」を加える。

第四十五条に次の一号を加える。

九　第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検証者証明符号を提供する場合

第五十一条の見出し中「利用者証明検証者」を「利用者証明検証者等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　特定利用者証明検証者が特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該特定利用者証明検証者は、当該特定利用者証明検証者証明符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該特定利用者証明検証者証明符号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4　前項の規定は、特定利用者証明検証者から特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第五十三条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定利用者証明検証者は、第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に必要な範囲内で、特定利用者証明検証者証明符号を利用するものとし、特定利用者証明検証者証明符号を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第五十五条の見出し中「秘密保持義務等」を「秘密保持義務」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、特定利用者証明検証者について準用する。この場合において、前二項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検証者証明符号」と読み替えるものとする。

第五十六条の見出し中「電子計算機処理等の受託者等」を「署名検証者等」に改め、同条第一項中「署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「関する事務」の下に「署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）」を加える。

第五十七条の見出し中「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検証者等」に、「義務」を「義務等」に改め、同条中「利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「関する事務」の下に「（利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定は、特定利用者証明検証者について準用する。この場合において、同項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検証者証明符号」と読み替えるものとする。

3　第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第六十六条第一項中「受けた者」の下に「及び特定利用者証明検証者」を加え、同条第二項中「（行政機関等及び裁判所を除く。同項において同じ。）」を削る。

第六十七条第一項第一号中「第三条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「第二十二条第六項」の下に「（第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

八　第三十八条の三第二項の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供に係る事務

第六十七条第三項中「住所地市町村長」の下に「又は附票管理市町村長」を加える。

第七十四条中「第五十五条」を「第五十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第七十八条第一項中「又は第六号」を「若しくは第六号」に改め、「受けた者」の下に「又は特定利用者証明検証者」を加える。

第七十九条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める」を「次に掲げる」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。

一　氏名

二　住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三　生年月日

四　性別

五　個人番号

六　その他政令で定める事項

第七条第一項中「通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により」を削り、同条第二項中「通知カードにより」を削り、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に、「通知カードの様式その他通知カード」を「第一項又は第二項の規定による通知」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条第二項中「まで」の下に「又は第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで」を加え、「機構保存本人確認情報（」を削り、「第三十条の九に」を「第三十条の七第四項に」に、「をいう。」を「又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（」に、「同じ。）の」を「「機構保存本人確認情報等」という。）の」に改める。

第十六条中「若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類」を削り、「又はこれらに代わるべき」を「その他」に改める。